



回覧印座

建災防だより 7月号

令和5年7月1日
建設業労働災害防止協会香川支部
〒760-0026 高松市磨屋町6-4
TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229
Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp
ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>
検索方法: 建災防香川 (けんさいぼう)

※ 1か月立つのは早いですね。コロナが2類から5類になり、コロナ前の社会活動にだいぶ戻ってきました。各社・各団体の総会が多く開催されています。顔を合わせるのは3年ぶりとか聞かれます。やはり、顔が見えて決意表明をするのは気持ちが伝わります。

主 な 内 容

- ◎ 全国安全週間実施要領について
- ◎ 熱中症を予防しましょう
- ◎ 第59回通常総会（代議員会）を開催しました
- ◎ フィットテスト実施者教育を行いました
- ◎ 建設業における労働災害の発生状況について（5月末）
- ◎ 若年現場施工担当者の安全管理講習の応募〆切は7月31日です。
- ◎ ここがポイント！建設業の労働時間管理
- ◎ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ
- ◎ 令和5年度 自然災害からの復旧工事安全衛生確保支援事業のご案内



◎、全国安全週間実施要領について

※墜落・転落災害防止を今一度見直しましょう。

昭和43年8月16日第三種郵便物認可・令和5年6月1日発行・「建設の安全」号外

令和5年度

全国安全週間実施要領

● 本週間：7月1日～7日 ● 準備期間：6月1日～30日

～ 令和5年度スローガン～

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

会長メッセージ

令和5年度の全国安全週間を迎えるにあたりご挨拶を申し上げます。

全国安全週間は昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。この取組は、我が国における労働災害防止活動の推進に欠かせないものであり、労働者の安全意識の高揚及び安全活動の定着に貢献して参りました。

この間、会員をはじめとする関係各位の弛まぬご努力により、建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、令和4年の建設業における労働災害の死者数は281人と前年に比べて3人増加し、2年連続の増加となりました。また、休業4日以上死傷災害については14,539人と、前年に比べて387人の減少となっています。

また、近年、建設業においては働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な問題が山積する状況にあります。

このような状況の中、労働災害を少しでも減少させ、働く方々が安心して安全に働くことができる職場環境を築くため、当協会では令和5年度を初年度とする第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定したところです。この第9次5か年計画の目標達成に向け、墜落・転落災害を始めとする重篤度の高い労働災害を撲滅するための重点事項の推進、リスクアセスメントの確実な実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入促進、安全衛生教育の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会員各位におかれましては、令和5年度の全国安全週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの強力なリーダーシップの下、関係者が一丸となって現場での自主的な安全衛生活動をより一層推進し、安全な職場環境の形成をお願いします。

令和5年6月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則



No.1 みな ちか
No.760101

◎. 熱中症を予防しましょう！！

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施について

香川労働局

これから迎える暑さに対し病院に搬送されることが無いように、適切な熱中症対策を実施し働きやすい快適な職場環境造りに努めて頂くようお願い致します。

今年度は、暑い日が続くと思われ、熱中症が起き易くなっております。熱中症予防教育を行い熱中症から作業員を守りましょう。

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

期間：令和5年5月1日から9月30日まで **7月を重点取組期間とする**

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレーキング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

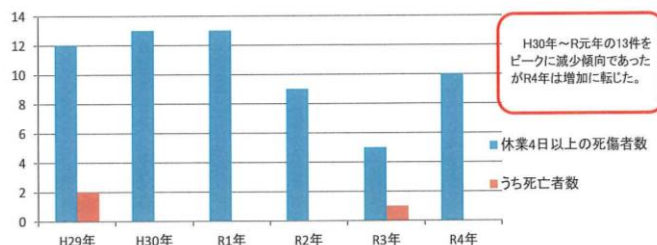
重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

平成29年～令和4年の6年間に於ける熱中症の労働災害発生状況

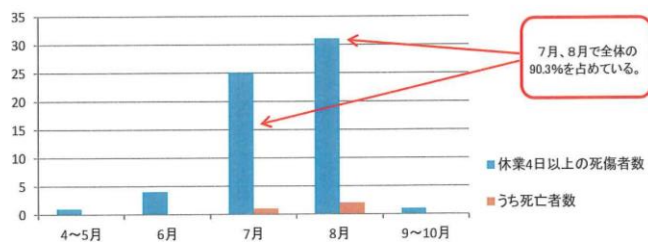
① 発生年別 香川県 (単位:人)

発生年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	計
休業4日以上の死傷者数	12	13	13	9	5	10	62
うち死亡者数	2	0	0	0	1	0	3



② 発生月別 (単位:人)

発生月	4～5月	6月	7月	8月	9～10月	計
休業4日以上の死傷者数	1	4	25	31	1	62
うち死亡者数	0	0	1	2	0	3



▲熱中飴・タブレット、経口保水液の常備

もう準備は終わっていますか？

◎. 第59回通常総会（代議員会）を開催しました。

第59回通常総会（代議員会）を6月12日にリーガホテルゼスト高松で開催しました。令和4年度の事業報告・決算、令和5年度の事業計画・予算が原案通り承認されました。併せて役員
の改選についても承認されました。又、今年はお来賓を招いてご祝辞をいただき、無事に終わ
りました事を報告いたします。



◎. フィットテスト実施者教育を行いました。

金属アーク溶接等作業中に発生する「溶接ヒューム」を吸込むと、その中に含まれるマンガ
ンによる神経障害やじん肺、肺がん等の健康障害を引き起こす恐れがあるため、従事する労働者
は有効な呼吸用保護具を使用しなければなりません。

そこで労働者が呼吸用保護具を適切に装着していることを確認するため、フィットテストを1
年以内ごとに1回実施することが義務づけられました。（令和5年4月1日～）

※ 香川支部ではフィットテストを実施する実施者の養成講習を開始しました。



定性式（フード使用）



定量式（測定機械使用）

◎. 建設業における労働災害の発生状況について

<令和5年5月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・244人（前年同期比 ▲30人）
- ・建設業の死亡者数・・・71人（前年同期比 ▲25人）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・42,201人（前年同期比 +393人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・4,543人（前年同期比 ▲76人）

<令和5年5月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・1人（前年同期比 ▲3人、）
- ・建設業の死亡者数・・・0人（前年同期比 ▲1人、）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・535人（前年同期比 +86人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・42人（前年同期比 ▲7人）

※建設業での災害を減らすため、安全週間を契機に、今一度作業計画等を見直しして労働災害防止に努めて頂きますようお願いいたします。

◎. 令和5年度 建設工事関係者連絡会議が開催されました。

- ・高松地区は大雨警報のため中止になりましたが、中讃地区は5/30に、大川地区（東かがわ）は6/19に、西讃地区は6/27に開催されました。
- ・この会議の目的は、「建設工事従事者にかかる人材の質の維持、現場における適正な労働安全衛生環境の構築のため、発注機関、建設関係団体、建設業労働災害防止団体及び労働行政機関が、定期的に、課題、取組方針、取組状況等を協議し、連携して労働災害防止対策等を推進する」となっています。各機関同士のコミュニケーションの場、及び活発な発言・報告があり有意義な会議となっています。

◎. 若年現場施工担当者の安全管理講習の応募〆切は7月31日です

- ・毎年、若年・女性現場施工担当者を対象に講習を実施しています。他社の人との交流ができると大変人気がある講習です。なお、今年は先輩からのメッセージを追加しました。

◎. お知らせ

- ・行政からのお知らせはホームページの最新情報、及びリンク（右上）からご覧ください。
- ・講習予定はホームページの近日開催からご覧ください。又、8月17日以降の講習についてはWeb予約が可能になりました。※現在、足場点検実務者研修の問い合わせが多いです。

◎. ここがポイント！建設業の労働時間管理

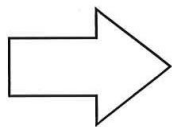
- 労働基準法32条の労働時間とは、**労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間**をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより**客観的**に定まるものとされています。

建設業の時間外・休日労働（2024.04.01～）

	延長時間 (3か月超え1年変形)	特別延長時間	実労働時間
災害復旧・復興事業以外	1か月 45H (1か月 42H) 1年 360H (1年 360H)	時間外+休日労働時間 = 1か月 <100H 時間外 = 1年 ≤720H 延長時間を超える回数 = 1年 ≤6回	時間外+休日労働時間 = 1か月 <100H 時間外+休日労働時間 = 2～6月平均≤80H
災害復旧・復興事業	1か月 45H (1か月 42H) 1年 360H (1年 360H)	時間外+休日労働時間 = 1か月 <労使協定 時間外 = 1年 ≤720H 延長時間を超える回数 = 1年 ≤6回	当分の間、適用なし

※ 2～6月平均は、過去2か月から6か月まで遡って時間外・休日労働時間から平均値を計算し、80時間以下とする必要があります。

例) 4月 88時間
5月 35時間
6月 92時間
7月 62時間
8月 90時間
9月 70時間



2か月平均 (9月・8月) 80 時間 : (70H+90H) / 2
3か月平均 (9月～7月) 74 時間 : (70H+90H+62H) / 3
4か月平均 (9月～6月) 78.5時間 : (70H+90H+62H+92H) / 4
5か月平均 (9月～5月) 69.8時間 : (70H+90H+62H+92H+35H) / 5
6か月平均 (9月～4月) 67 時間 : (70H+90H+62H+92H+35H+88時間) / 6

建設業の労働時間管理

労働時間適正把握ガイドライン (H29.01.20)

使用者は、労働者の労働日ごとの**始業・終業時刻を確認し、適正に記録**すること

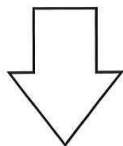
【原則】

- 使用者が、自ら現認することにより確認すること
- タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

【例外】

やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合、以下の措置を講ずること

- 自己申告を行う労働者・労働時間管理者に対して自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について十分に説明を行うこと
- 自己申告により把握した労働時間と入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているか確認すること
- 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと



- × 出勤の有無のみの記録
- × 1日の労働時間数のみの記録

○ 使用者による現認

職長等労働時間管理者が建設現場に同行している場合、職長等労働時間管理者が自ら確認して記録すること

○ **クラウド型勤怠管理システム**による客観的記録 (保存期間・データ量の制限があるが無料システム提供あり) GPS機能、時間外・休日労働時間の上限接近時の警報、給与計算システムとの連携

○ LINEやメール、電話等自己申告
上記ガイドラインに基づく措置を講ずること

◎. お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

- ・建物の解体・改修工事を行う際には石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります。

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

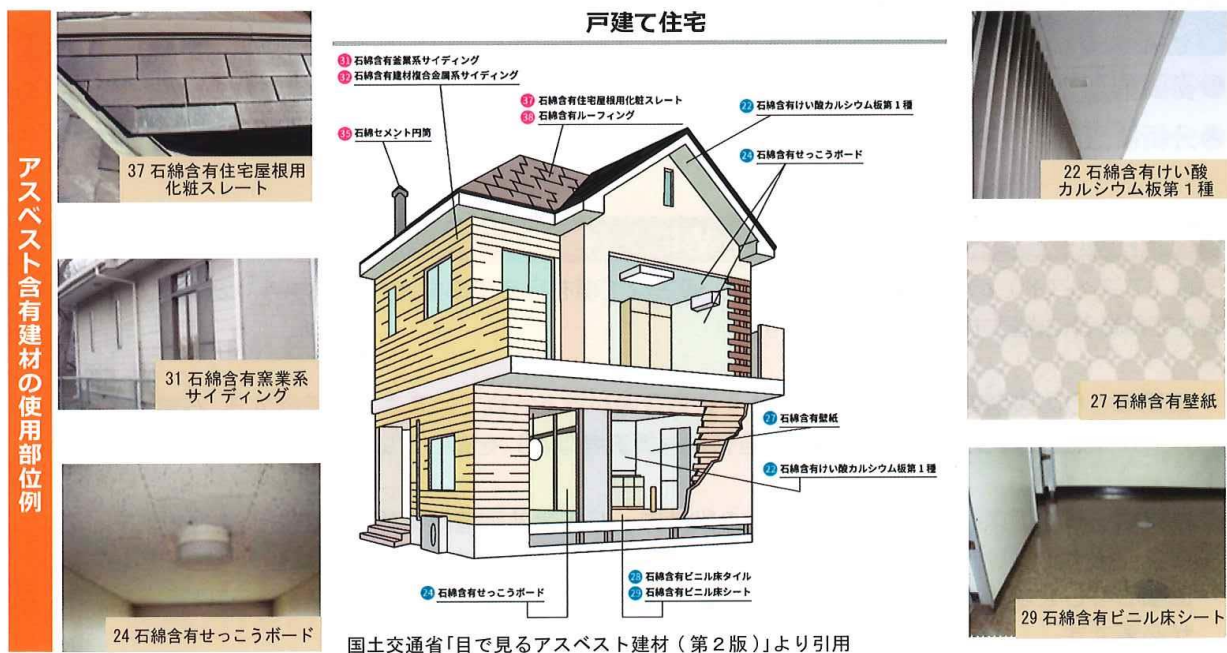
**建物の解体・改修工事を行う際には、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！**

～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建物のオーナーなどの皆さま**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。



建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること ◆石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮すること
特定じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> ◆吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が作業実施届出書を提出すること

◎. 令和5年度 自然災害からの復旧。復興工事安全衛生確保支援事業のご案内 **下記参照ください。**

令和5年度 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内

自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者の皆様へ

安全衛生活動を支援します!!

無料

1. 対象者 自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に従事されている建設事業者の皆様



2. 事業内容 現場指導・安全衛生教育・安全衛生情報の提供等

① 現場指導

- ・建設業における安全衛生の専門指導員が皆様の復旧・復興等工事現場を訪問し、その場で必要な助言・指導を行います。
- ・作業員の皆様を対象に、作業状況等に応じた「ワンポイント安全衛生教育」（15分程度）を現場で行います。



② 安全衛生教育

種類	対象者	内容	時間
 基礎的な安全衛生教育	①建設業の基礎的な安全衛生教育を必要とされる方 ②建設業以外の業種から参入された方など	・建設現場とは ・建設現場の仕事と安全衛生 ・労働災害とその防止対策 ・安全衛生保護具等の取扱い ・ワンポイント安全衛生教育	1時間30分程度
 管理監督者等に対する安全衛生教育	建設業（総合工事業・専門工事業）の店社及び現場において、安全衛生の管理監督的立場におられる方など	・統括安全衛生管理とは ・管理監督者等の役割と職務 ・事業者責任 ・PDCAサイクル ・リスクアセスメント	2時間程度

- 実施方式 訪問により実施します。
事業場、現場等に教育を行う会場がない場合は、支援センターにご相談ください。
- 教材 当日、テキスト等を配布いたします。テキストの費用はかかりません。

3. 受付期間 令和6年2月中旬まで（予定）



事業案内WEBページ

お問合せ先



建設業労働災害防止協会 香川支部
 （自然災害関連工事香川安全衛生支援センター）

〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階
 TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229